

静岡県教育委員会

会議録

平成 24 年度 第 16 回定例
11 月 21 日（水）

静岡県教育委員会委員長 高橋尚子は、

平成 24 年 11 月 21 日に教育委員会第 16 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|----------------------|-----------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 24 年 11 月 21 日（水） | 開会 | 9 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 10 時 45 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委員長職務代理者 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 齊 藤 行 雄 | |
| | | 委 員（教育長） | 安 倍 徹 | |
| | 事務局（説明員） | 寺 田 好 弥 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 吉 澤 勝 治 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 石 川 理 恵 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 原 田 揚 一 | 財務課長 | |
| | | 西 川 誠 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 高校再編整備室長 | |
| | | 活 洲 みな子 | 社会教育課長 | |
| | | 柳 田 恭 一 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 中 村 孝 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監兼課長補佐 | |
| | | 神 田 景 司 | 教育総務課主席主任人事管理主事 | |

4 その他

(1) 第 33 号～第 36 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～3 及び、12 月の主要行事予定は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、加藤委員、金子委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第 35 号議案及び報告事項 1 は人事案件、第 36 号議案及び報告事項
3 は調整中の案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第 35 号・第 36 号及び報告事項 1・3 を非公開とする。

第 33 号議案 静岡県指定文化財の指定

第 34 号議案 静岡県指定文化財の指定解除

委 員 長： 議案書 1 頁「第 33 号議案 静岡県指定文化財の指定」と「第 34 号議
案 静岡県指定文化財の指定解除」について、二つまとめて柳田文化
財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

金 子 委 員： 所有者が浜松市で県が重要文化財に指定するということだが、実際の
運営・運用はどこが行うのか。

文化財保護課長： 浜松市が所有し、指定を受けた後は佐久間町の旧議場を改装し、そこ
に入れる予定である。

金 子 委 員： 場所が変わるといことですね。運営母体もあるのか。

文化財保護課長： 浜松市が管理している。

金 子 委 員： 人員もあるということか。

文化財保護課長： それはこれからになる。

溝 口 委 員： 既に浜松市で文化財の指定を受けているのに県で指定する意味がある
のか。

文化財保護課長： あくまでも所有している浜松市が管理をしていく。ただ、文化財につ
いては、国の状況や他県の状況を見ても、市町の指定、県の指定、国
の指定ということで 3 段階に権威付けというか価値付けをされている
のが現状である。したがって、我々は従来どおり、政令市である浜松
市や静岡市に対しても県指定を行っている。

加 藤 委 員： それは単に格付けの問題であって、お金はかからないのか。

文化財保護課長： 修理等の場合は 2 分の 1 と上限が決まっているが、補助をしていく制
度ができている。

加 藤 委 員： 浜松市の負担が減るといことか。

文化財保護課長： はい。

斉 藤 委 員： 歴史的に北遠から南信にかけては林業が盛んで、昔は船や筏で天竜川
を下ろして、遠州平野に製材業や木工機械ができた。それが楽器製造
に繋がっていった。県の産業史という観点から見ても重要な意味を持

っているものである。したがって、県としても文化財という捉え方をすることは結構なことだと思う。

加藤委員： 林業を復活させるための足がかりとして過去を振り返るという意味で指定文化財にしてほしい。

溝口委員： 修復の費用を県で半分負担するとなると、年間の予算はどのくらいかかるのか。

文化財保護課長： この物件に関しては、いまずぐ修理をしなければならない状況ではない。全体の修理等の保存助成については、所有者や市町の補助も入ることで県の予算が足りなくて困っているようなことはない。

溝口委員： この物件に関しては、現状では負担がないということか。

文化財保護課長： はい。

加藤委員： 林業を復活させて、林業で稼いでいる人たちが積極的に寄付して、このような文化財を過去に残していけばよい。教育委員会ではなく、県部局が林業をどう復活させるか考えなければならない。

委員長： 文化財として展示するだけではなく、このような過去があったから自分たちがいるのだということを子どもたちに伝えていく資料になればよいと思う。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

委員長： 第33号議案及び第34号議案を原案どおり可決する。

報告事項2 平成25年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考等に関わる要領及び要項

委員長： 別添資料「報告事項2 平成25年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考等に関わる要領及び要項」について、渡邊特別支援教育室長より説明願う。

特別支援教育室長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 募集定員は予備調査を行って決めると伺ったが全員合格できるのか。

特別支援教育室長： 全員が入学できるということではない。入学者選考を行うので、その中で適性を確認し、本人も強い入学の意志がある場合に入学が許可される。

溝口委員： 面接はないのか。

特別支援教育室長： 本人及び保護者の面接を行っている。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

委員長： 報告事項2を了承した。

平成24年12月の主要行事予定

委員 長： 議案書 2 頁「平成 24 年 12 月の主要行事予定」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 平成 24 年 12 月の主要行事予定を了承した。

【会議の非公開】

委員 長： ここで会議を非公開とする。

<非> 第 36 号議案 平成 24 年 12 月県議会定例会に提出する議案

<非> 報告事項 1 高等学校実習助手採用第 2 次選考試験の結果

<非> 報告事項 3 重大な生徒指導事案報告

<非> 第 35 号議案 平成 24 年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰候補者の決定

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 24 年度第 16 回教育委員会定例会を閉会とする。